

# 第10 職員研修

## 1 職員研修の基本

環境政策局の職員として、「脱温暖化・循環型社会の構築」に向けた取組を一層進めていくためには、総合的な環境行政の推進に向け、市民と共に取り組んでいける人材の育成が求められる。

加えて、環境政策局職員が、真に市民から期待され、信頼されるものとなるためには、環境政策局職員のあるべき姿を踏まえた、「市民の信頼」、「地域に貢献」、「仲間の絆」、「プロの誇り」の4つのキーワードの浸透を図り、業務の適切な遂行や規範意識を醸成する必要がある。

こうした視点に基づき、以下の重点取組項目を設定し、職員研修に取り組んでいる。

## 2 研修の重点目標

平成26年度の職員研修は、常に、内容の点検と見直しを図りつつ、次の点を重点目標にして計画的に実施している。

- (1) 環境政策局の政策を推進するために必要な能力開発、資質向上を図る研修
- (2) 管理監督職員としての自覚と指導能力の向上を図る研修
- (3) 一般職員の職務遂行に必要な基礎知識、技術の習得を図る研修
- (4) コンプライアンスのより一層の推進を図る研修

## 3 研修体系及び研修内容

職員研修は、次の4つの研修を相互に関連づけ、総合的に取り組むことにより、効果を高めようとするものである。

### (1) 業務所管研修

部や課の枠を超えた職員を対象に、実務、専門的な能力の習得及び資質の向上を図るために実施する研修

#### ア 転入・転任職員研修

新たに環境政策局に配属された職員に対して、これまでの局の取組経過、現状及び課題並びに各部（課）事業の概要等の知識を習得するための研修

#### イ コンプライアンス推進研修

市民の信頼回復に向けた取組の一環として、公務員倫理について学ぶ研修 他

## (2) 派遣研修

局の業務に関連する教育、研究機関、講習会、研修会その他これに類するものに職員を派遣する研修

- ア 交通研修施設を活用した安全運転研修
- イ 財団法人 地方公務員安全衛生推進協会が主催する安全衛生研修会
- ウ 安全管理者選任時研修 他

## (3) 職場研修

職場単位で、実務、専門的な能力の習得及び資質の向上を図るため実施する研修

### ア 業務研修

業務を推進するための必要な知識や技術を習得するための研修

### イ 憲法月間研修

日本国憲法の施行月である5月を憲法月間とし、日本国憲法に定められた基本的人権の尊重や地方自治の本旨、全体の奉仕者、憲法尊重擁護義務等に関する理解を深めるための研修

### ウ 人権月間研修

世界人権宣言が採択された12月を人権月間とし、人権文化の構築に関する理解を深めるための研修 他

## (4) 自主研修

公務員として自覚を高めるとともに、豊かな職場・家庭・地域社会を築くために、職員一人一人が自発的に研修を行う。

## 4 講師

講師は、管理監督職員や業務に精通している職員等に依頼しているが、研修内容によっては、外部講師を招く場合がある。

## 5 平成25年度研修実績

【実施回数及び受講人員】

	業務所管研修	派遣研修	職場研修	計
回数	13	107	29	149
人員	1,293	150	1,130	2,573

